

第4回（仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会 会議録（要約）

日時：平成30年3月5日（月）午後3～5時

会場：日野市役所5階 505会議室

出席者：妹尾委員 高島委員 津島委員 村木委員 佐藤委員 藤田委員 有山委員
浅野委員 一ノ瀬委員 奥田委員（代理 佐々木氏） 石川委員 山本委員
重山委員 谷委員 岡田委員 根津委員

欠席者：堀田委員 高橋委員

●報告事項

○前回の確認

（事務局）

配布した第3回委員会の会議録（要約）案について、修正がある場合は3月中に事務局に連絡してほしい。

（委員長）

この会議録（要約）案は、委員長、事務局、委員と発言の冒頭に書かれているが、委員のどなたの発言かわからない書き方になっている。一つ提案だが、委員の皆さんの所属を加えて、市民委員、事業者委員、市職員委員などに変更をすることで、それぞれの立場ゆえに、こういう発言があったといったことも、外部の方にわかっただけだと思うので、皆さんの承認をいただければ、そのように変更していきたいと思うが、いかがか。

—各委員、了解—

（委員長）

それでは、第1回の会議録から修正して公開をさせていただく。

（事務局）

・前回の検討委員会では、障害者差別解消に関する経緯、先進事例等について、神奈川大学の金子匡良教授からご説明いただいたが、その内容について委員から質問をいただいているので、それについて回答したいと思う。

・前回、配布した資料3「障害者差別解消に関する主な他市条例の構成について」の中で各市の特徴を記載した欄があり、大分県別府市の特徴の欄に、毎年度、合理的配慮の実施状況の確認、評価を市に義務づけるといった実効性のある取組について書いてあった。この内容について、条例の中に規定されている、規定されていないにかかわらず、実効性をもつことを図るような定義づけなり、取組を行っている事例がほかにもあるかという質問であった。今後、委員会で検討する上で、条例をつくった後の取組を考えるときにも参考になるのではないかということでのご質問である。

・また前回の議論の中で、障害者権利条約について、委員の間で知識を共有するべきだろ

うというご意見もあった。本日も金子教授に出席いただいているので、この2点についてご説明いただこうと思う。よろしくお願いします。

—コンサルが招請した神奈川大学法学部・金子匡良教授から、質問に対する回答と障害者権利条約について説明—

(委員長)

・説明に対し質問があれば。

(産業経済団体委員)

・最後に出てきた関連差別という言葉について教えてほしい。よく言われるのは間接差別という言葉で、これは直接差別に対してあると思うのだが、間接差別と関連差別の違いも含めて、教えていただきたい。

(金子先生)

・間接差別と関連差別は、どこが違うのかというのは研究者の間でも議論が分かれているところで、政府は同じであるという立場をとって、関連差別を障害者差別解消法の中には入れなかった。個別で見た場合、間接差別の場合には、差別的な効果や影響が生じなければいけないことに対して、関連差別というのは、必ずしもそのような効果や影響は生じなくても構わないということで、より広い概念と捉えることもできると思うし、私がここで申し上げた関連差別というのは、そのようなより広い意味として、使った。

(市民委員)

・何か月前か大阪の寝屋川で、女性が長期にわたって監禁されて、死亡したという事件があった。あれは精神障害があったから、ああいう事件になって、今回は犯罪になった。しかし、明治のころには、自宅監禁は奨励されていたそうだ。

障害者権利条約が有効に働けば、こういう事件が起こらなかったのかどうか、国民なり、あるいは障害者を抱えた家族などに、障害者権利条約が行き渡れば、ああいう事件は防げたのかどうかということについて、教えていただきたい。

(金子先生)

・あのような事件が起こった一つの原因は、家族側が隣近所に迷惑をかけてはならないので、自分たちの責任として、精神障害を負った家族は、閉じ込めておかなければいけないという、ある種の考えで、これは、戦前は当然のことで、家族の義務だった。今となっては死語であるが座敷牢の中に閉じ込めておくべきだ、それは家族の責任という考え方があった。まずはそのような考え方は、根本的におかしいという考え方が広まっていかなければ、あるいはまた起こってしまう。

・なぜおかしいのか、それは障害者といえども、人間の尊厳を持った平等な個人なのであって、人間らしい取扱いを受けなければいけない。そのようなごく当たり前の考え方が障害者権利条約などをきっかけにして、社会の中に根づいていけば、物の考え方として、あ

のようなことはおかしいという認識が人々の中に広がっていくと思う。

・障害者権利条約に基づいて、障害者差別が禁止される中で、障害者の虐待を防ぐために、将来的には国側により強い権限が与えられて、何かおかしいことがあった場合には、家庭といえども、現在でも行えないわけではないが、立入調査が積極的に行えるようになるという法制度が整っていく中で、あのようなことが起こらないように、十分な抑止力を持っていくのではないかと思うが、いずれにせよ障害者の権利に対する認識は、まだまだ低いということを感じさせた事件であったと思う。

(委員長)

・参考資料ウの中で(3)の⑦そのままの状態尊重される権利の保護を、ピックアップしていただいたが、20年ほど前にリハビリセンターにいるときに、当時の県知事が来て、「更生相談室」の文字を見て、「彼らの障害が悪いみたいだ」と言われていたことを思い出す。当時は、医学モデルの考え方が浸透していて、そこからだんだん社会モデルの考え方に転換していると実感しているところだ。

○スケジュールの確認について

事務局から資料1について説明。

●議題

○障害を理由とする差別解消推進に向けてのアンケートより日野市の現状把握（労働、まちづくり、情報、防災、選挙、その他 分野）

事務局から資料2、3について説明。

(関係団体委員)

先ほどの事務局の説明にあった選挙管理委員会が購入した狛江市で作成したDVDについては、この資料には載っていないのか。

(事務局)

資料としては載っていない。庁内検討部会を開催した際に話題として出てきたので紹介した。今後、日野市でも活用していくという内容であった。

(委員長)

委員の皆さんの体験や、事業者の委員の皆さんには、どういった取組をされているのか意見を出していただいて、今回でまとめるというわけではないので、今後も含めて共有をしていきたい。

(関係団体委員)

資料2-1の労働分野の16番、障害者年金についての話が載っている。障害年金をもらっているのでしょうか、私もよく言われることがある。障害者年金をもらっていいね、とい

う言い方をされ、とても不愉快な思いをする。障害者年金は何なのか、そういった理解をしてもらうことが必要かと思う。また、会社に対しても、障害者年金ということについて、職場でも啓発していただきたい。

(委員長)

なぜ受給しているのか、正しい理解が広まっていかなければいけないと思う。

(市民委員)

・資料2-2のまちづくりになってくると思うが、障害者専用駐車スペースの問題について苦情が来るケースが多いと伺った。車椅子を使っている人だけではなくて、例えば杖の方なども含めてだと思うが、障害者用の駐車スペースというのは、店舗や施設に非常にアクセスがいい場所にある。どうしても、そこでないと困るという人以外の人も使っているのではないかということで、私のような車椅子の仲間の中でも、よく話題になる。インターネットのブログなどで、そういう情報を発信すると、ものすごく反響が来るというか、みんなとても気にしている部分だと思う。

・ただ、実際には、実効性のある、アメリカみたいに許可証を発行して、それがついている車以外がとまったら、罰金を払うような仕組みにするしかないのではないかとか、そういった意見もあるが、日本では、現状、難しいのではないかとされていて、どうしたらいいのだろうか、我々自身は思っている。

・例えば我々はそこでないとなぜとめられないのかという理由は説明できるが、わからないのは、そこでなくてもいいのに、何でとめてしまうのかという、その人たちの生の声を聞く機会がない。困っている人の話を聞く機会はあるけど、何でとめてしまうのか、例えば優先席でも、疲れていないのに、何で座ってしまうのか、その人たちが何を考えているのかということとはわからない。相互の意見が出ていない状態で、議論して、意味があるかといつも思うので、何かしら調査する際には、あわせて考えていただきたいと思う。

・もう一つ、多目的トイレもすごく話題になるが、多目的トイレでなくてもいいのに、何でそこを使うのかと、車椅子のユーザーはよく怒っているのだが、それもそこまで深刻だと思わずに、ご使用になる方もいっぱいいらっしゃると思う。もちろん障害者の側からの意見を出して、世の中に知っていただくことも大事だし、実際にそれほど大ごとだと思わずにご使用になっている方の意識は何なのかというところを調査することも含めて、何か手だてはないのかと、いつも思っている。

(関係団体委員)

・お気持ちもよくわかる。私も支援してもらいたいときがあるが、私は見た目では、障害がわかりません。スーパーで障害者用の駐車スペースにとめて、実際に怒られたこともある。

・アメリカでの話なのだが、私は、実際にカリフォルニア州の現場に行ってみてみた。ナンバープレートに、障害者専用の車しかとめてはいけないというマークがついており、そのマークがついていない車がとめた場合、アメリカの場合は、罰金をとられるそうだ。そ

のような制度が日本にもあればいいと思う。

(市民委員)

私は視覚障害で、先ほどの車の証明みたいなものだが、駐車禁止等除外標章がある。私はそれを提示している。

(市民委員)

警察署から発行される駐車禁止等除外標章に関しては、発行してもらって、必要な際には、掲示するようになっているが、あれに関しては、基本的に公道で提示することができるという代物で、一般の事業者の敷地の中の駐車場のスペースにおいては、特に効果は関係ないものであると聞いている。ただ、それでもわかる人にはわかることもあり、それを出していることによって、誤解を防ぐことはできると思って、なるべく掲示するようにはしている。

(関係団体委員)

私の場合は、駐車禁止等除外標章を持っているが、私のためではなくて、妻が娘のために使っている。私個人としては、使うことはないが、2年ごとに更新の手続をしなければいけないので、さらに警察署にも行かなくてはいけないので、ちょっと面倒だ。

(市民委員)

・今のお話で手続が大変だということもあったが、そういうものを利用したほうがいいのではないかと。私は視覚障害なので、デパートとか、スーパーなどでも、そういうものを使っている。高速道路などでも、トイレに近いところ、目の前に駐車場がある。そういうところに降りるときには変な目で見られるが、私はすぐに白杖を出してしまうので、白杖を出したら、さっさと行ってしまいうらしい。視覚障害の場合は、白杖というものがあるので、そういう不愉快な思いをすることはしない。

・例えば聴覚障害や精神障害は、はたから見てわからない。アンケートの後のほうにも出ているが、電車の中でも優先席に座って何か言われたとか、そういった内容が他にもあるが、例えばヘルプカードを利用するとか、何か自分からアピールする手段を考えたいと思う。

(委員長)

・見てわからない障害をお持ちの方は、非常にご苦労されているということが、アンケートから見えてくる。我々車椅子のユーザーにとっては、何百台もある駐車場の中で、限られた2台、3台、そこしかとめられない。その認知がまだまだ進まないところもある。これはモラルの問題でもあるし、このスペースを必要としている人たちがいるということ、一般の皆さんにどういうふうに広めていくか。我々車椅子のユーザーだけではなくて、視覚障害の方、もしくは妊婦、小さいお子さんがいる方、高齢の方で足の悪い方、それらの方が入り口近くを利用できるような形で支えられるような仕組みが必要だと思う。今はその区域を障害者スペースとして、特別枠としてつくっているが、どこでも駐車スペースの幅が確保されていれば、ほかの皆さんと同じように乗りおりができるといったところも、

一つ方法があるということで、皆さんと情報共有をしておきたい。

- ・それでは、労働、まちづくり、情報分野のアンケートも含めて、何かあるか。

(産業経済団体委員)

・2点、意見をさせていただきたい。一つは、アンケートの表の一番右側に、差別解消に向けて必要な視点ということで、分類がされている。当事者の皆様の意見であるから、一つ一つ丁寧に拾って、条文に反映させたいと思うので、せっかくこういう形で分類をされているので、表の中に分類別の視点が意識啓発とか、不当な差別的取り扱いの禁止とかあるので、それをソートして表にしたものをいただいた上で、一つ一つの意見をきちんと吸い上げていきたいと思う。

・2点目は、家族会の方もいらっしゃる中でお恥ずかしい話だが、労働の27番目の番号の事例で、仕事の面接を受けに行って、手帳を見せたら嫌がられたという事例が出ているが、似たような事例が、私どもの事業所でもあった。2年前の5月に店頭の求人案内を見て、精神障害の方から応募の話があったときに、店長から私に相談の電話が来て、精神の方、一部知的障害もお持ちの方が応募に来ているのだけれども、ちょっと難しいのではないかとというニュアンスの相談があった。当然のことながら、まだ会いもしないうちに、ご本人にお話を伺う前に、そういう形で面接をしないということは許されないことだ。

・その年の障害者差別解消法の施行前に、管理職全員に私から話はしているのだが、そういう事例が残念ながら起きてしまう。一旦、説明をしたからいいという判断ではなくて、あらゆる場で、きちんと啓発をしていかなければいけない。今回の条例の中にも、まさにそういう視点を入れ込んでいかなければいけないということを、この事例を踏まえて感じた。その辺をどう条文の中で具体化するかということは、もちろん私たちの責務だと思うが、そういう視点を絶対に忘れないようにしたい。

(委員長)

・1点目の差別解消に向けて必要な視点というのは、いただいたアンケートを事務局で整理、分類したものだが、いかがか。

(事務局)

・エクセルのシートなので、ソートで出し直すことはできる。また、アンケートの分野ごとに出ている委員の方からのご意見は、分野ごとにまとめて、条例案に生かせるような形でまとめのようなものを作成したい。

(産業経済団体委員)

今回のアンケートは20年前の事例も出ているが、先ほど申し上げたように、一度言っても、人は忘れるものだ。だから、20年前の話だからということではなくて、ここに一つ一つ挙げられた意見というのは、20年前にあった出来事もきちんと明記して、掘り起こして取り扱うことが、私はすごく大切なのではないかと思う。

(委員長)

- ・今回のアンケートについては、ご本人からいただいたものを尊重して載せているので、

確認をしていると、本来はそれが当たり前なのに、余りにも過剰に感じてしまって、いい事例として認識している場合もある。皆さん、見ていただいて、この部分はもう少し考えたほうがいいということがあれば、ぜひご意見をいただければと思う。

・それでは、残りの障害の理解、防災、選挙、その他の分野についても、少し範囲を広げて、皆さんからお聞きしてみたい。

(市民委員)

私は娘が知的障害を持っている。資料2-3その他(地域)事業者のアンケートにご意見が出ているが、30年前ぐらいは、本当に嫌な思いで過ごしてきたこともあったが、今は皆さんにご理解いただいて、車に乗っても、タクシーに乗っても、バスに乗っても、「気をつけて行ってらっしゃい」とか。愛の手帳を見せてどうという内容もあるが、そういうことが、今、本当にないと感じていた。しかし、このアンケートを見せていただくと、いまだにこういうことがあるのは、ちょっと寂しいという気がしている。

(委員長)

・当時、不愉快な思いをたくさんされてきた中で、それでも事業者の皆さんの努力もあって、徐々に障害者が利用することが当たり前になってきている、そんな感じもあるかなと思う。

・今回のアンケートの中で、電車、バス、タクシーといった業種のアンケートもいただいているが、交通関係事業者の方に、ご自身のところで、取組例、ご意見があれば。

(交通関係事業者委員)

・今、お話があったとおり、過去、タクシーでも苦情などがかなり入っていた。そういった中で、最近是我々の方も少しずつ努力している。ただ、全くなくなっているわけではなくて、先だってあったのが、割引には手帳の提示というのが必要になっているが、常連さんになってくると、当たり前のようになっていて、本来、見せなければいけないが、それが暗黙の了解みたいな形になってきてしまっている中で、ある方から、いつも見せなくてもいいのに、しつこく見せろと言われたという苦情があったことがある。ただ、これは決め事なので、決められたことは守ってもらいたいと、徹底して決め事を守ろうとする乗務員もいる。そうした中で、このアンケートにもいい話があるが、非常に気持ちよく乗れたといった反応をもらえるよう日々目指して頑張っている。

・あと、雇用の関係だが、5~6年前、とある施設に入られた方が、タクシーの免許を取って当社に入ってきた。その方に関して、お客さんとして、その施設の職員が当社に手紙をよこした。「こういった運転手さんがいたのだが、過去にこういったことで、本来の社会復帰ができるはずがない、運転手として本当に大丈夫なのか」という内容であった。確認したところ、本人にそういう態度はなかったのだが、吹聴されてしまった関係で、やめざるを得ないということで、やめたという経緯があった。

・私もわからない分野になってしまうが、施設に入っていた方が、本当に何もトラブルが起きなくて、社会復帰ができるのかどうかということも、今後もう少し詳しく調べていき

たいと思う。実際、今、その方がどうなっているかわからないし、その文書はあつという間にエリアに広まったので、そういった意味では、非常に怖いと思っている。かといって、我々は安全第一で、万が一大きな事故を起こしてしまうと、当然ながら、我々、我々の業種、そこで働く従業員、全てに影響が出るので、そういうことがないように注意を払いながら、対応していきたい。

(交通関係事業者委員)

・先ほどお話があったとおり、バスの運転士が怖いとか、そういうことが今でもあると思う。最近はお客様に乘っていただくということで、私どもの会社では、常にお客様が主役とするお客様第一主義を掲げてやらせてもらっているが、正直、乗務員にも当たり外れがまだある。

・人はなかなか変えられないのだが、それを変えるにはどうしたらいいかということも、よく考えていかなければいけない。上意下達ではないが、こういうことをやってはいけない、こういうことをやったらこんなことになるということでは、きっと変わらないと思うので、最近、障害者の方に主体となって開催していただいている研修会とか、具体的には、交通エコロジー・モビリティ財団が行っている交通サポートマネジャー研修で、障害者の方が来られて、講師としてやっていただくのだが、まずは障害を理解することが大切だと思っている。理解した中で、一緒に寄り添って進んでいくということだと思う。

・あと、よく言われているのは、障害者の方が介助者といらっしゃったときに、どうしても何か尋ねられると、介助者に答えてしまっているところがあって、そこは障害者本人様と向かい合って話し合わなければいけない。

・我々の社員の中では、心の変化、ケア、障害者の方を理解するというところで、その研修に毎年100人を送り込んで、まずはリーダーを育てていく。そのリーダーが職場に帰ってきて、仲間を広げていく、啓蒙していくということをやっているが、ウェブでお客様の声を取り上げてみると、今でも障害者の方に失礼があったりする。研修とか、そういうものに力を入れて、できるだけ満足いただけるような乗り物にしていきたいと思っている。

(委員長)

・今のご意見の中で、交通関係事業者委員から決め事を守ろうとする、非常に真面目な方がいらっしゃるということがあった。恐らく柔軟に対応される方は、どんなお客さんに対しても、上手に対応していただけたらと思うが、比較的真面目な方が、時にトラブルになったりする場合もあるのかなと思う。

・バスに乗車する際も、運転手の方の意識が、だんだん変わってきているところもあるし、障害のある方が使うときには、乗っている他のお客さんに対して、運転手さんが上手に少し声がけをしていただくと、これもまた変わってくると思う。

(市民委員)

・先ほど金子先生から寝屋川の事件のコメントいただいたが、例えば精神科病院に入院すると、まずは隔離をする。隔離して、例えば自分で自分の体を傷つけたり、ほかの人に暴

言、暴力をしたりすると、縛る、拘束をする。これは合法的にやられている。これについては私的にやると犯罪だけれども、治療という名前でやれば合法だという。これはちょっとおかしいのではないかという動きがあるみたいだが、一般の方はどういうふうにか。私の娘も入院したときに、隔離されて、拘束もされた。人を縛るといのは、ちょっと衝撃的だ。もし縛らない場合は、薬物治療になる。薬物でおとなしくさせる。

・不勉強なのだが、諸外国の進んだ国では、当事者の話をよく聞いて、話をするだけでおとなしくなる、治療が進むという話もある。これはオープンダイアログというのだそうだが、こういう治療法もある。個人的に対応していると、困り果てて、警察を呼んだりということもあったりする。今、合法的にやられているのは、おかしいのではないか。これは人間の根源的な差別に当たらないか、治療の名において、拘束したり、薬物でおとなしくさせるということは、許されるのかという根本的な疑問がある。今、そういうことを言っているお医者さんもたくさんいるみたいである。これは人権という立場からいくと、どう考えたらいいのだろうか。治療ならやむを得ないのか。お金を出して入院して、縛られる。これは私たちの無知がそうさせているのか。

・日本という国は、病院の数、ベッド数が世界一だそう。病床の数が、OECDの中では、4倍ぐらいあるらしい。しかも、多摩地域が世界一の病床数を持っているらしい。そんなことを私も最近になって知って、びっくりして、どう考えたらいいのかと思っている。

・もう一つ、選挙の話だが、家族会の皆さんに聞いてみると、選挙で投票に行く人は、ほとんどいない。別に関心がないわけではないが行かない。郵便の方法があるというのは、今、初めて知ったが、それはどういう手続をすればいいのか。郵便なら投票する人がいるのかもしれないので、事務局の方に聞いたら聞きたいと思う。

(委員長)

・金子先生に少し補足していただき、選挙の方法については、事務局のほうで情報を集めて共有できればと思う。

(金子先生)

・おっしゃるとおり自傷疑いの場合の身体拘束というのは、法律で認められているわけだが、それが悪用されていることが問題なのだと思う。悪用されているわけだから、それが悪用されないように、本来であれば、チェックシステムがなければいけないのに、チェックシステムがないがために、少ない病院スタッフで、患者の管理を行おうとするがために、これは自傷疑いがあるということで、何でもかんでも拘束している。今、高齢者施設でも同じことが起きているのが、要するに監視の目が届かないというのが、問題なのだと思う。

・1点だけ、今、議論の対象になっている資料2の「差別解消に向けて必要な視点」の中で、「意識啓発」に振ってしまっているところが多過ぎると思う。これはもう少し事務局で整理をなさった方がよいのでは。みんな意識の問題、心構えの問題に落とし込んでいかという、若干の疑問を感じたので指摘させていただく。

(委員長)

・予定時間が過ぎているので、これまでの全分野、特にまちづくり、労働といった分野で、市の職員の立場から何かあるか。

(市職員委員)

・先ほどの障害者の方優先の駐車場の話とか、トイレの使用の話などでは、いろいろ意見をいただいて、都市計画課でも、例えば実際に必要な方が優先して使うようなトイレだと、貼り出してもらったりということをお願いしたり、ハード面の建物とか、構造物などの指導などをやっている。先ほどの話のバスの乗務員の方でもあったが、心のバリアフリーみたいなのが伴わないと、せっかく施設を整備しても、トイレにしても、自動車にしても、うまく機能しないところが難しい。両面でやっていかなければいけないと私どもでも考えていて、職員のためのバリアフリーの研修などをやったりしている。引き続き、継続したい。

(委員長)

アンケートの現状確認について、少し消化不良のところもあるが、今日のところは、このぐらいにして、次の議題に移っていきたいと思う。

○条例骨子案について

事務局から資料4「(仮称)日野市障害者差別解消推進条例 骨子案」について説明。

(委員長)

今回、事務局から提案していただいた骨子案をもとに、今後の検討で肉づけをしていくという形で、日野市の条例をつくっていくことになる。今回、初めてこの資料を見ていただいたわけだが、率直に感じる部分、ご意見があれば、いただきたいと思う。何かご意見などはあるか。

(交通関係事業者委員)

金子先生に伺いたいのだが、日野市障害者差別解消基本方針の定義や法の基本的な考え方というところで、障害者の定義がある。その文面で、身体障害、知的障害とあり、日野市障害者差別解消基本方針の場合、精神障害、発達障害となっているが、他では精神障害(発達障害を含む)と括弧書きになっている。法は括弧書きになっていると思う。省庁でいくと、総務省だけが別で、あとはみんな法に準じている。この一本化というか、共通ラインはないのか。

(金子先生)

一応の共通ラインとしては、障害者基本法が定めている障害の定義があり、それが共通認識になっている。括弧書きの書き方を必ずしも一本化する必要もないと思うし、私は発達障害を精神障害の中に括弧書きで入れることは、好ましくないと思っている。日野市のオリジナルで、そこはいいのではないかと思うし、障害者基本法よりももっと広げて構わ

ないと思う。

(委員長)

・その部分については、日野市障害者差別解消基本方針をつくった際にどういう議論があったか、私からも補足をさせていただく。もともと障害者を定義するときに、障害者手帳の有無にかかわらずというところが、非常に大事だと思う。障害者手帳のある、なしに関係なく、障害もしくは社会的障壁によって、不利益をこうむる人たちが、障害者であるということだ。

・身体障害、知的障害、精神障害などを列記しなくてもいいのではないかとといった議論もあった。それは最終的に望むような形ではあるのだが、今、これを見た方がイメージできないといったところ、それから、他の法令に関しては、精神障害の中に発達障害という形で、括弧書きで書いてあるのだが、発達障害の方ご本人からすると、私たちは精神障害ではないといった思いもあって、基本方針をつくる際には、ご本人たちの思いも汲みながら、なおかつ読んだ方がイメージできるように、ただ、列記してある障害だけが、障害者ではないといったことも含めて、こういう書き方になっている。他市、他県、法令とも少し変わっている部分があって、日野市として、基本方針ではこのように定めているということだ。

・基本方針の中で定めたことについても、皆さんからご意見があれば、伺っていきたいと思う。

(市民委員)

・条例の定義になるのかわからないが、金子先生の話をお伺ったり、皆さんの話を伺ったりして思ったのだが、例えば子供にどうして障害者を差別してはいけないのかと聞かれたら、何と答えたらいいのだろうと疑問に思っていて、金子先生から、人間は生まれてきたら個人として尊重される権利を持っている、これは当然のことだと、これが大前提になっていて、今までたくさんの方が議論して、条例をつくってきたとお伺った。しかし、それは当然のこと過ぎて条例などにはそういう部分があまり載っていないように思った。

・先ほどもお話があったが、何回研修しても、何回聞いても、日常生活の中で忘れてしまう。何かの機会に、やっではいけないと言われたことを言ってしまうたり、やっではなかったりすることがある。だから、何回も研修して、何回もこうではないと言い続けることが大事だという話もあった。この条例の中に、基本的人権に対する文言をどこかに入れてほしいと思う。

(委員長)

実際に教育現場などでは、どういった形で子供たちに接しているか、何かご意見があればいただきたい。

(教育関係委員)

・学校は、教育を通して子供たちに指導していく。先ほど大人について研修をしていかなければということがあったが、大人でもそうなのだから、子供には発達段階に応じて、障

害者の理解の教育などをする必要がある。学年によっては、目が見えない方の体験、アイマスク体験、点字等も授業の中に入れて学習している。

・本校でいえば、特別支援学校が近くにあるので、発達段階に応じて交流教育をしている。どの学校でも、そういう教育が行われている。

(市職員委員)

・今、お話があったが、各学校でさまざまな取組をしている。子供も1回聞いて、その場では思うのだが、次の場面で心ない発言をしてしまったりとか、そういうことが繰り返されていく中で、いろんな体験を通して、自分の心で理解していくための活動というのは、非常に大事だと思っている。

・今、紹介いただいた特別支援学校との交流及び共同学習については、夢が丘小学校と七生緑小学校が、1年、3年、5年と2年、4年、6年という、3回にわたって行う。そして、そういう体験をした子供たちが、今度、中学校に上がって行って、9年間の中で、繰り返しやっていく。

・これは七生特別支援学校の校長先生のお話だが、街で会ったときに、自然に声かけられる、挨拶をする、買い物へ行ったときに、知っている子だという、そういうことができるように、9年間かけてやっていこうとしている。いろんな障害のある方に、学校に来てもらってお話をいただいたり、かかわったりということを繰り返すことで、子供の成長を促していくと考えている。

(委員長)

・子供たちを教育する大人たちの考え方も一緒に変えていかなければいけないというのは、実感するところだ。

・今回、金子先生につくっていただいた資料の中に、優生思想という言葉も出てきている。どこかで社会の中に優劣がついている、それが当たり前の考え方としてあるので、そのあたりも皆さんと考えていきたい。それは教育の部分でもそうだし、条例の部分でも考えていきたいと思う。

(産業経済団体委員)

確認だが、2ページの「8（合理的配慮の提供）」の中で、分野ごとに規定するという形で出ているが、分野はもう決まっているのか。それとも、例えば一緒にくくったり、あるいは違う表現にしたりということは、話し合いの中で可能なのかどうか教えていただきたい。

(事務局)

ここは例として挙げさせていただいた。今までの議論の中でも、分野ごとに規定するという方向性は決まっているが、分野については、これからの議論の中で検討していただきたい。

(委員長)

既に条例が施行されている自治体の中でも、例えば差別禁止について勧告・公表といった

罰則的なものを定めているところもあるし、合理的配慮を分野ごとに定義しているところもあるし、その両方を持ち合わせているところもある。なので、日野市として、どういう形が望ましいのだろうかといったところを皆さんと協議しながら、誰が見てもわかるものでないと意味がないので、それを読んで具体的にイメージができて、こういうところが差別に当たる、こういうふうにしたらいいいといったことが共有できる条例にできればと思う。事務局には、そういった先行事例も含めて、特徴を改めて補足いただければ、今後の議論の参考になると思う。

(市民委員)

精神障害の場合、病気になる方は、思春期が多い。そうすると、家族会はお年寄りが多く、8割以上が当事者と一緒に暮らしている。寝屋川の事件のような悲劇にならないように、障害者差別の条例ができたなら、日野市はもっと良くなると皆さんにお伝えしていいのかどうか。

(委員長)

条例ができた次の日から、ぱっと変わるわけではないと思うが、アメリカでも1990年にADA法ができて、それから25年以上たって、だんだん社会が変わってきている。この条例ができた暁には、我々も一生懸命広めていかなければいけないと思う。

(市民委員)

条例ができただけでは、一般の人に普及するのは、かなり難しいと思う。条例ができたときに、例えば雇用のこととか、障害者と何かトラブルが起こるのではないか。そのとき、例えば裁判を起こした場合に、一般の人に、改めて条例が知らされていくのではないかと思う。

(委員長)

裁判という機会だけではないと思うが、どういうふうにこの条例を伝えていくか、このあたりのお考えはいかがか。

(市職員委員)

今、いろんな方からも話があったが、すぐというのとは、なかなか難しいと思う。まずは市のほうでも、積極的に意識啓発をしていかなければいけない。時間がかかることは、やむを得ない部分も出てくるかもしれないが、できるだけ理解を求めて、差別事例がないような形の社会にしていきたいところが条例をつくるための目標であるので、条例をつくる前から少しずつ周知し、さらに条例ができれば、もっと周知できると思う。また、東京都でも、条例をつくっているのだから、一緒になりさらに進めていきたい。

(関係団体委員)

- ・一つお願いしたいことがある。我々の団体では、東京都の条例づくりに参加しているが、この会議は、男性ばかりで女性が少ない。
- ・ドメスティック・バイオレンスの問題などが聴覚障害者では増えているということを聞いている。しかし、聴覚障害者が相談する場がないので、ドメスティック・バイオレンス

や、女性が受けている差別など、女性としての意見を積極的に出していただきたい。

(委員長)

・今の話で、誤解のないようにしておきたいのは、東京都の条例づくりの委員として団体から女性が参加しているが、この委員会の委員ではない。必要に応じて、女性の立場からご意見をいただくといい形も、今後、考えられると思う。

・新しくドメスティック・バイオレンスなど、さまざまな分野が出ているので、そういった部分をどういうふうに盛り込んでいくか検討していきたい。

・最初に金子先生からご説明のあった、委員の質問の合理的配慮の評価が、まさに啓発のあたりに絡んでくると思う。条例ができて、それがしっかり運用されているのか、合理的配慮に対する取組がしっかりなされているのかということの評価しながら見直していく。2016年にできた差別解消法の認知度、浸透率というのは、まだまだ低いものであるし、それに倣って低いままでいいというわけではないので、条例ができて運用を進めていくということも、この委員会の中で積極的に議論をしていきたいと考えている。

(関係団体委員)

・資料3の各部署の取組方針について、足りない部署がある。改めて他の部署からの取組方針を聞きたいので、追加で載せていただけるか。

・例えば議会事務局だが、議会に手話通訳をつけるのは認められないと言われた。理由は、議会事務局の条例があるので、手話通訳はつけられない、傍聴席のほうにつけるのなら、構わないというお話だった。しかし、議長の横につけてほしいということを要望したい。

・それから、ホームページについてだが、インターネット中継で議会の様子は見られるのだが、字幕がないので私たち聞こえない者は内容がわからない。そういったこともさらに要望していきたいと思う。

(事務局)

今回、資料3として出した取組方針は、これまでの第2回、第3回の検討委員会が出ていない部署が全部入っている。第2回、第3回をあわせて見ていただくと、日野市の全ての部署が載っている。

(委員長)

・取組方針については、個別の部署だけ単発的に見ると、もう少しこういった部分もというところもあるかと思うが、横に見ていただくと各部署がどういう部分を補っていくかといったところが、確認できるのではないかな。

・関係団体委員が言われたのは、具体的な取組内容として、もう少し必要な部分があるのではないかということだと思うので、その部分については、これから要望していく形で、また何か動きがあれば、共有させていただければと思う。

○その他

次回の委員会日程について事務局から説明。